

第 25 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件
神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例
(都市公園条例の一部改正)

第 1 条 神戸市都市公園条例（昭和33年 3 月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第14条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第15条</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせている都市公園にあつては、指定管理者。以下この条、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで、第14条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第15条</p>

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) [略]

(2) 興行を行うこと。

(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) 集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(6) 業として写真(広告写真を除く。)を撮影すること(有料公園又は王子公園において撮影する場合に限る。)

2～5 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項第1号から第3号まで若しくは第3項(第1項第1号から第3号までに係るものに限る。)又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付

において同じ。)の許可を受けなければならぬ。

(1) [略]

(2) 業として写真又は動画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2～5 [略]

(使用料の額及び納付方法)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

しなければならない。

2～4 [略]

(使用料の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項第1号から第3号まで若しくは第3項(第1項第1号から第3号までに係るものに限る。)又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第2条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸震災復興記念公園	
磯上公園	

2～4 [略]

(使用料の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によつてそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなつた場合その他市長が必要があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1 (第2条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸震災復興記念公園	

[略]	
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする場合

区分	使用料
[略]	[略]
2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 12円

(5)、(6) [略]

(7) 附属設備である有料公園施設を

[略]	
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 条例第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	使用料
[略]	[略]
2 興行及び競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 12円
3 集会その他これに類する催しの開催	1平方メートル1日につき 4円
4 業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1人1日につき 900円
5 業としての広告写真の撮影	1日につき 3万円
6 業としての映画の撮影	1日につき 6万円

(5)、(6) [略]

(7) 附属設備である有料公園施設を

利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
電源	[略] 神戸震災復興記念公園	[略]
	磯上公園	
	[略]	
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第2号若しくは第3号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

7～14 [略]

利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
[略]	[略]	[略]
電源	[略] 神戸震災復興記念公園	[略]
	[略]	
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

備考

1～5 [略]

6 法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可、第4条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可又は第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。

(1)、(2) [略]

7～14 [略]

(港湾施設条例の一部改正)

第2条 神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第15条 使用者 <u>(第28条の2第2項第2号及び第6号に掲げる行為をしようとする者を除く。)</u>は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、この額の範囲内において規則で定める額を納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(緑地の使用制限)</p> <p>第28条の2 [略]</p> <p>2 緑地において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第15条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるときは、この額の範囲内において規則で定める額を納付させることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(緑地の使用制限)</p> <p>第28条の2 [略]</p> <p>2 緑地において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p>

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) [略]

(6) 集会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

3 [略]

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
緑地	1 占用使用 (1) [略]
	(2) [略]

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために緑地の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) [略]

3 [略]

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
緑地	1 占用使用 (1) [略] (2) <u>業として写真(広告写真を除く。)を撮影するとき。</u> <u>1人1日につき</u> <u>990円</u> (3) <u>業として広告写真を撮影するとき。</u> <u>1日につき 33,000円</u> (4) <u>業として映画等を撮影するとき。</u> <u>1日につき 66,000円</u> (5) [略] (6) <u>集会その他これに類する催しのため緑地の</u>

	(3) [略]		<u>全部又は一部を占用する</u> <u>とき。</u> <u>1平方メートル1日に</u> <u>つき 4円40銭</u>
[略]	[略]	[略]	(7) [略]
備考 [略]		備考 [略]	

(六甲山牧場条例の一部改正)

第3条 神戸市立六甲山牧場条例（昭和50年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。	2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 第8条第1項 <u>(第2号を除く。)</u> に規定する許可を受けた者 第8条第1項 <u>(第2号を除く。)</u> の許可	(4) 第8条第1項に規定する許可を受けた者 第8条第1項の許可に係る利用料金

に係る利用料金

3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項(第2号を除く。)の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(行為の制限)

第8条 牧場内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3)、(4) [略]

2 [略]

別表(第5条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項(第2号を除く。)の許可に係る利用料金

3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(行為の制限)

第8条 牧場内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) [略]

(2) 営利を目的として写真又は映画を撮影すること。

(3)、(4) [略]

2 [略]

別表(第5条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項の許可に係る利用料金

区分	金額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 100円

区分	金額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 100円
営利を目的として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合 (1) 牧場の家畜を使用するとき。 (2) 牧場の家畜を使用しないとき。	1 人 1 日につき 2,400円 1 人 1 日につき 1,200円
営利を目的として広告写真を撮影する場合 (1) 牧場の家畜を使用するとき。 (2) 牧場の家畜を使用しない	1 回 1 日につき 4 万円 1 回 1 日につき 2 万円

		とき。	
		営利を目的として映画を撮影する場合	
		(1) 牧場の家畜を使用するとき。	1回1日につき 8万円
		(2) 牧場の家畜を使用しないとき。	1回1日につき 4万円
[略]	[略]	[略]	[略]

(海づり公園条例の一部改正)

第4条 神戸市立海づり公園条例(昭和51年4月条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 次の各号に掲げる者は、当該各号	2 次の各号に掲げる者は、当該各号

に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第9条第1項第2号の許可を受けて公園を使用する者 許可に係る利用料金

3～6 [略]

(行為の制限)

第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(2) [略]

2 [略]

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の許可を受けて公園を使用する者 (以下「行為者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用若しくは同項の行為の制限をし、若しくは停止を命ずることができる。

(1)～(4) [略]

に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第9条第1項の許可を受けて公園を使用する者 (以下「行為者」という。) 許可に係る利用料金

3～6 [略]

(行為の制限)

第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) [略]

2 [略]

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用若しくは同項の行為の制限をし、若しくは停止を命ずることができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

別表第2 (第5条関係)

区分	許可に係る利用 料金
展示会、撮影会 その他これらに 類する催しのた めに公園の全部 又は一部を一時 的に独占して使 用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

2 [略]

別表第2 (第5条関係)

区分	許可に係る利用 料金
業として写真 (広告写真を除 く。)を撮影する 場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写 真を撮影する場 合	1日につき 4 万円
業として映画を 撮影する場合	1日につき 8 万円
展示会、撮影会 その他これらに 類する催しのた めに公園の全部 又は一部を一時 的に独占して使 用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

(須磨ヨットハーバー条例の一部改正)

第5条 神戸市立須磨ヨットハーバー条例(昭和53年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 使用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 使用者及び業としての写真又は映画その他これに類するもの(以下「映画等」という。)の撮影をする行為者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p>
<p>(行為の規制)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 ヨットハーバーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真又は動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) <u>ヨットハーバーの一部を独占して使用し、集会を行うこと。</u></p>	<p>(行為の規制)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 ヨットハーバーにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真又は映画等</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p>

(5)～(7) [略]

3 [略]

別表（第8条関係）

(1) [略]

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種別	金額
[略]	[略]
建物以外の部分の催物の実施による利用	1平方メートル 1日につき 220円

備考 [略]

(4)～(6) [略]

3 [略]

別表（第8条関係）

(1) [略]

(2) 係留及び陸置以外に係るもの

種別	金額
[略]	[略]
建物以外の部分の催物の実施による利用	1平方メートル 1日につき 220円
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1人1日につき 1,320円
業としての広告写真の撮影	1日につき 44,000円
業としての映画等の撮影	1日につき 88,000円

備考 [略]

（ポートアイランド市民広場条例の一部改正）

第6条 ポートアイランド市民広場条例（昭和56年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影する行為</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料等)</p> <p>第11条 使用者、駐車場を使用する者及び前条第1項 <u>(第1号及び第3号を除く。)</u>の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人等)</p> <p>第15条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第4条第1項又は第10条第1項 <u>(第1号及び第3号を除く。)</u>の許可を受けた者に当該許可の際、保証人を立てさせ、又は規則で定める保証金を納付させること</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影する行為</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料等)</p> <p>第11条 使用者、駐車場を使用する者及び前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保証人等)</p> <p>第15条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けた者 <u>(以下「使用者等」という。)</u>に当該許可の際、保証人を立てさせ、又は規則で定める保証金を納付させること</p>

ができる。

2 保証金は、前項に規定する者の当該許可に係る使用又は行為が終わったときに返還する。

3 市長は、第1項に規定する者が第11条の使用料若しくは費用又は第20条の損害賠償金を完納しないときは、保証金から控除してこれを充てるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表(第11条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第10条第1項の許可に係る使用料

区分	使用料
寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合	1平方メートル1日につき105円

ができる。

2 保証金は、使用者等の当該許可に係る使用又は行為が終わったときに返還する。

3 市長は、使用者等が第11条の使用料若しくは費用又は第20条の損害賠償金を完納しないときは、保証金から控除してこれを充てるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 使用者等は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

別表(第11条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第10条第1項の許可に係る使用料

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき1,257円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき44,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき88,000円
寄附金品の募集その他これに類する行為	1平方メートル1日につき

	をする場合 105円
備考 1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。	備考 <u>1日未満</u> 、1平方メートル未満の端数は、 <u>それぞれ、1日</u> 、1平方メートルとして計算する。

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

第7条 神戸ポートアイランドホール条例(昭和59年3月条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
第7条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。	第7条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。
(1) 業として写真撮影、 <u>動画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。	(1) 業として写真撮影、 <u>映画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
2 [略]	2 [略]
(利用料金)	(利用料金)
第8条 指定管理者にホールの利用	第8条 指定管理者にホールの利用に

に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第4条第1項の許可を受けた者及び前条第1項第4号の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

（特別の設備の設置等）

第9条 使用者等（第4条第1項の許可を受けた者及び第7条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 [略]

別表（第8条関係）

(1)、(2) [略]

(3) 第7条第1項の許可に係る利用料金 第7条第1項第4号の規則で定める行為1日につき12万円

に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第4条第1項の許可を受けた者及び前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者等」と総称する。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

（特別の設備の設置等）

第9条 使用者等は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 [略]

別表（第8条関係）

(1)、(2) [略]

(3) 第7条第1項の許可に係る利用料金

区分	利用料金
業として写真（広告写	1人1日に

	真を除く。)を撮影する場合	つき 1,800円
	業として広告写真を撮影する場合	1日につき 6万円
	業として映画を撮影する場合	1日につき 12万円
	業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 12万円
	ラジオ又はテレビの中継、録音、録画その他これらに類する行為をする場合	1日につき 5万円
	その他教育委員会規則で定める行為をする場合	1回につき 12万円
(4) [略]	備考 1日未満の端数は、1日として計算する。	
(4) [略]	(4) [略]	

(青少年科学館条例の一部改正)

第8条 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 科学館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 第7条第1項に規定する許可を受けた者は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条 使用者及び行為者 (<u>第7条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下同じ。</u>)は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 (第11条関係)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 科学館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 第7条第1項に規定する許可を受けた者 (<u>以下「行為者」という。</u>)は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条 使用者及び行為者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第3 (第11条関係)</p>

区分	使用料
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
[略]	[略]

備考 [略]

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
[略]	[略]

備考 [略]

(水産体験学習館条例の一部改正)

第9条 神戸市立水産体験学習館条例(平成10年1月条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第9条 学習館内において、業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第9条 学習館内において、業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(使用料)</p> <p>第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表第1</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p><u>2 前条第1項の許可を受けた者(以下「行為者」という。)</u>は、<u>別表第2</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>
<p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第14条 <u>使用者及び第9条第1項の許可を受けた者</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第14条 <u>使用者及び行為者(以下「使用者等」という。)</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p><u>別表(第10条関係)</u> [略]</p>	<p><u>別表第1(第10条関係)</u> [略]</p>
	<p><u>別表第2(第10条関係)</u></p>

区分	使用料
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、2,400円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき40,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき80,000円

(太閤の湯殿館条例の一部改正)

第10条 神戸市立太閤の湯殿館条例(平成11年3月条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 湯殿館内において、業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 湯殿館内において、業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

(風見鶏の館等条例の一部改正)

第11条 神戸市風見鶏の館等条例（平成11年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は<u>動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は<u>映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 [略]</p>

(フィッシャリーナ条例の一部改正)

第12条 神戸フィッシャリーナ条例（平成13年7月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条第1項（<u>第1号及び第4号</u>を除く。）の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなけ</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第5条 施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前条第1項（第4号を除く。）の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなけ</p>

ればならない。

別表第2（第6条関係）

区分	使用料
物件を設置する場合	1物件1月につき 1,300円
[略]	[略]

備考 [略]

い。

別表第2（第6条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、2,400円）
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 40,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき 80,000円
物件を設置する場合	1物件1月につき 1,300円
[略]	[略]

備考 [略]

（文学館条例の一部改正）

第13条 神戸文学館条例（平成18年3月条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は <u>動画</u> を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。	第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は <u>映画その他これに類するものを</u> 撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
2 [略]	2 [略]

(須磨海岸を守り育てる条例の一部改正)

第14条 須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(行為の禁止)

第23条 [略]

2 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(6)、(7) [略]

3 [略]

別表 (第17条関係)

用途	使用料
[略]	[略]
ウ 出店 (露店その他これに類するものを含む。)	[略]

(行為の禁止)

第23条 [略]

2 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) [略]

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して使用すること。

(5)、(6) [略]

3 [略]

別表 (第17条関係)

用途	使用料
[略]	[略]
ウ 出店 (露店その他これに類するものを含む。)	[略]
エ 業として写真 (広告写真を除く。)を撮影するとき。	1人1日につき 990円

エ 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	[略]
オ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。	[略]
カ 電柱（支柱及び支線を含む。）、係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。	[略]
キ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。	[略]

オ 業として広告写真を撮影するとき。	1日につき 33,000円
カ 業として映画等を撮影するとき。	1日につき 66,000円
キ 興行、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	[略]
ク 集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するとき。	1平方メートル 1日につき 4円40銭
ケ ウに掲げるもの以外の建築物（作業場、物置小屋その他これらに類するものを含む。）を設置するとき。	[略]
コ 電柱（支柱及び支線を含む。）、係船くい、標識その他これらに類するものを設置するとき。	[略]
サ 水路、道路又は橋りょうの用に供するとき。	[略]

<p>ク 軌条、栈橋その他これらに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>	<p>シ 軌条、栈橋その他これらに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>ケ 円管その他これに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>	<p>ス 円管その他これに類するものを設置するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>コ アからケまでに掲げるもの以外のものの用に供するとき (業として写真又は動画を撮影するとき及び集会その他これに類する催しのため緑地等の全部又は一部を占用するときを除く。)</p>	<p>[略]</p>	<p>セ アからスまでに掲げるもの以外のものの用に供するとき。</p>	<p>[略]</p>
<p>備考</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 ケの項に規定するものであって、その直径又は幅が30センチメートルを超えるものについては、当該超える部分10センチメートル(10センチメートル未満のものは、10センチメートルとして計算する。)につき6円を同項の金額に加算する。</p>		<p>備考</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 スの項に規定するものであって、その直径又は幅が30センチメートルを超えるものについては、当該超える部分10センチメートル(10センチメートル未満のものは、10センチメートルとして計算する。)につき6円を同項の金額に加算する。</p>	

(海外移住と文化の交流センター条例の一部改正)

第15条 神戸市立海外移住と文化の交流センター条例(平成20年12月条例第25号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」とい。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（行為の制限）</p> <p>第18条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>の撮影をすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（行為の制限）</p> <p>第18条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 業として<u>写真</u>又は<u>映画その他これらに類するもの</u>の撮影をすること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

（西神中央ホール条例の一部改正）

第16条 西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限) 第10条 [略] 2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (1) 業として写真撮影、 <u>動画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。 (2)～(4) [略] 3 [略]	(行為の制限) 第10条 [略] 2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (1) 業として写真撮影、 <u>映画</u> 撮影その他これらに類する行為をすること。 (2)～(4) [略] 3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る許可並びに使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

使用料等の見直し等に当たり、条例を改正する必要があるため。